

東成瀬村交通空白解消に向けた自家用有償旅客運送等実証事業  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

東成瀬村における自家用有償旅客運送に係る実証事業の実施に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は国土交通省の国庫補助事業である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付決定を受けて実施するものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 東成瀬村交通空白解消に向けた自家用有償旅客運送等実証事業
- (2) 業務内容 仕様書による
- (3) 業務規模 11,407,000 円以内（消費税込み）

※ ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない及び国庫補助金の決定が行われない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様書等を変更することがある。ただし、このことにより、プロポーザルの参加者又は受託候補者において損害が発生した場合にあっても東成瀬村はその損害について一切負担しない。

- (4) 履行期限 契約締結日から令和9年1月29日まで

3 参加資格

応募者は、提案書提出日現在で、次に掲げる要件のすべてに該当する法人とする。

- (1) 本業務の参加申込書提出時において、令和7・8年度の本村の入札参加者名簿に登載されている者であること。
- (2) 1者での参加であること。複数者での参加は認めない。
- (3) 参加申込書の提出日現在で東成瀬村の指名停止措置を受けていないこと。  
なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、東成瀬村から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 東成瀬村暴力団排除条例に基づく指名停止措置を受けていないこと。並び

に暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。

(7) 過去5年以内(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)に、秋田県域内において市町村(市町村が主体となる協議会を含む)が発注した、本業務と同種業務の実績(契約金額は問わない)を有する者であること。

同種業務：自家用有償旅客運送等実証事業

#### 4 提出書類

##### (1) 提出書類

参加者は以下の書類を作成し、「6 契約締結までのスケジュール」に記載の提出期限までに提出すること。

① 参加申込書(様式1)

② 会社概要(様式2)

③ 同種業務実績(様式3)

④ 配置予定者(様式4)

・ 業務責任者、担当者(主担当)について各1枚に記載すること。

⑤ 協力会社概要書(様式5)

・ 協力会社と共同で業務の一部を行う場合は様式5を提出すること。

⑥ 企画提案書(様式は任意)

・ 「5 企画提案書及び提案課題について」に記載の内容を踏まえ、A4版10枚以内に記載すること。

⑦ 参考見積書(様式は任意)

・ 税込みの金額とし、消費税については10%として計上すること。

##### (2) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又はレターパックプラス)により提出すること。

なお、郵送の場合は消印が6月12日までのもののみ有効とする。

##### (3) 提出場所

「12 提出及び問い合わせ先」に同じ。

##### (4) 提出部数

各書類は1部の提出とする。

#### 5 企画提案書及び提案課題について

##### (1) 企画提案書の概要

本プロポーザルの参加者は、本要領及び仕様書の記載内容を踏まえ、以下の提

案課題に基づいた企画提案書を提出すること。なお、提出された書類は返却しないこととする。

(2) 提案課題

- ① 東成瀬村における交通空白への課題認識
- ② ①の課題に対する自家用有償旅客運送を活用した対応方法
- ③ 実証事業における運行案及び実施方針
- ④ 実施スケジュール
- ⑤ 実施体制（担当業務、管理・責任体制）その他本業務に対する提案

6 契約締結までのスケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和8年5月25日（月）
質問書の提出期限	令和8年6月5日（金）17時00分まで
質問に対する回答	令和8年6月10日（水）
提出書類書の提出	令和8年6月12日（金）17時00分まで
審査委員会による審査（書類審査）	令和8年6月中旬
審査結果通知	令和8年6月中旬
契約締結	令和8年6月下旬

7 質問書の提出、質問に対する回答

- (1) 提案書等の作成に際し、質問がある場合は、質問書に質問事項を記載のうえ、電子メールにより「12 提出及び問い合わせ先」にある担当課まで提出すること。（電話、訪問、口頭などによる質問は受け付けない。）
- (2) 提出期限は、令和8年6月5日（金）17時00分

8 契約候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 提案の審査は、東成瀬村プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。
- イ 審査委員会では、本要領及び仕様書に基づき、参加者の提出書類の内容を審査し、契約候補者を選定するものとする。選考は書類選考とする。
- ウ 審査における評価項目は別表のとおりとする。
- エ 審査において、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし選定後に企画提案内容について、村と協議・調整を行う際、合意に至らない場

合は次点の参加者を契約候補者として選定する。

(2) 結果の通知

審査結果は、電子メールで令和8年6月中旬に通知する。

9 契約の締結

村は、「8 契約候補者の選定」により本事業の契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は村から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

10 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他、村長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべての参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とし、提出期限後における提出書類の変更及び追加は認めない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、東成瀬村に帰属するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東成瀬村情報公開条例（平成9年条例第16号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 参加者は、東成瀬村財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。なお、契約に係る例規等については以下（村ホームページ）で確認すること。

[https://www1.g-reiki.net/higashinaruse/reiki\\_menu.html](https://www1.g-reiki.net/higashinaruse/reiki_menu.html)

12 提出及び問い合わせ先

〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

東成瀬村役場 企画課

TEL : 0182-47-3402 FAX : 0182-47-3260

E-mail : [kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp](mailto:kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp)

(別表) 審査における評価項目

審査項目	評価項目	配点
(1)東成瀬村における交通空白への課題認識	①東成瀬村地域公共交通計画に策定された内容と、本村の現状から、具体的な課題に対する認識があるか。	10点
(2)(1)の課題に対する自家用有償旅客運送を活用した対応方法	①提案内容が、現在の交通空白改善に向けて、今回実施する実証事業が既存の公共交通手段との協調する内容で提案しているか。	10点
	②実証事業後の「実装」に向けた具体的な対応策、方向性を提案しているか。	10点
(3)実証事業における運行案及び実施方針	①実施する実証事業は、住民の「移動」における利便性向上に資する内容となっているか。	10点
(4)実施スケジュール	①完成までの作業工程が無理なく示されているか。	10点
	②実施要領にある履行期限（令和8年1月29日）までに完了予定となるスケジュールであるか。	10点
(5)実施体制	①本業務に携わる責任者及び、担当者が本業務を問題なく遂行できる業務実績を有しているか。	10点
	②業務遂行のために必要な体制が構築されているか。	10点
(6)業務実績	①これまでに秋田県内で同種業務の実績を有しているか。	10点
(7)企画提案書	①提案内容を明確に記しているか。	10点
合計		100点